

副 議 長 日程第1「議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。定例3日目、よろしく願いいたします。

議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、各種医療費助成制度において、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、各種医療費助成制度において、マイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

それでは、議案に沿って、条例改正を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照を御覧ください。右のほうが現行で、左が改正案でございます。改正案のほうを御覧ください。第1条、趣旨では、マイナンバー法の改正による号ずれを改めるものでございます。第9号から第11号に改めます。

第2条、定義では、第5号では特定個人番号利用事務の定義と、第6号では

利用特定個人情報の定義を新たに規定するものでございます。

第4条、個人番号の利用範囲では、法改正により、マイナンバー法の別表第2が廃止されることに伴いまして、第1項では特定個人番号利用事務に改め、第3項ではですね、次ページにまたがりますが、同様に、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報、恐れ入ります、次ページをお願いいたします。当該利用特定個人情報に改める用語の整理を行うものでございます。

さらにですね、別表第2、第4条関係でございます。マイナンバーの独自利用事務を処理するために利用することができる特定個人情報を規定するものでございますが、健康保険証の原則廃止に伴いまして、これまで各医療費の助成に関する事務において、健康保険証によって行っていた受給資格の確認ができなくなることから、マイナンバーを用いて受給資格の確認を行うことが可能となるよう、マイナンバーの利用事務としている、一番左の…ごめんなさい、真ん中の1の事務でございますね、松田町小児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務から3までの松田町重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務を処理するためにですね、利用する、一番右の列でございますが、特定個人情報に医療保険給付関係情報を新たにそれぞれ追加するものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りください。議案本文2ページでございます。附則でございます。この附則でございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、2月15日の全員協議会で御説明しました同資料を添付しておりますので、後ほど御高覧頂けたらと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
12番 寺 嶋 若干お伺いします。まずはですね、今度は、マイナンバーカードに健康保険証等の情報が、一般的にはひもづけて言われているんですけども、それでマ

イナ保険証として一体化されるということだと思っんですけども。そうした場合、マイナンバー、その前に、マイナンバーカードって、取得っていうのは任意ですよ、あくまでもね。任意事業だと思っんで。取得、マイナンバーカードにそういう一体化したい人もいれば、したくない人もいると思っんですけども、その情報を一体化する場合は、行政が…行政っていいですか、側が、勝手にね、このマイナンバーカードにひもづけするということじゃないと思っんですよ。だから、あくまでも、私の受け止め方だと、マイナンバーカードに健康保険証をね、一体化をしてくださいって、あくまでも申請して、初めて連携されるっていいですか、そういうふうになると思っんですけども、その辺について、いかがでしょうか。

あと、現在、マイナンバーカード、必要ないから持ってないんだという人、いると思っんですけども、そうした場合、何か別の手段っていいですか、今現在、紙の健康保険証で医療をね、受けてる方とか、そういう方はどういうふう、どういうふうな扱いになるんでしょうか。お伺いをします。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおりに、マイナンバーカードに保険証の情報をひもづけるのは、個人の任意の選択によるものなので、うちのほうで勝手にひもづけるものではありません。今現在ですね、3月1日の速報では、77.9%の人がマイナンバーカードを持っているという形になっておりますが、それが、全員がですね、保険証とひもづけられているわけではありません。それと、今度ですね、7月に、8月1日から1年間使える紙、今までと同じ紙の健康保険証を、国保の場合は郵送しますので、その有効期限が7年の3月31日まで有効なんですよ。皆さん、多分、それが切れるまでは、そのまま使うのではないかと推測はされます。それと、なくなった場合っていうのは、今度は保険証の代わりに資格証みたいな通知が出るという形になります。

1 2 番 寺 嶋 ただですね、マイナンバーカードの、今マイナンバーカードは持ってる人はね、既に何らかの情報がひもづけされていると私は結構思っているんですよ。だから、例えば健康医療情報とか、税情報、年金情報などは、もう既にね、私も確認したんですよ、マイナンバーカードで。そうしたら結構ね、情報が確認

できるんですよ。これはね、マイナ…パソコンでやる場合はICカードリーダーライターなどをね、通して、それでマイナポータルにアクセスすればね、自分の情報をね、知ることができるようになっている。確認したんだ。そうした場合はね、マイナンバーカードは、何ですか、何らかの理由で、なくしたとか、そういう場合も考えられます。あと、自分ができるんだから、ほかの人も確認、個人情報などを、何らかの形で確認できる、そういう個人情報が流出する、そういう不安がね、あると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

それからですね、今度は、今、紙の健康保険証を使っている人は、さっき課長の答弁で、資格確認証みたいなのが、これは申請しなくても、行政側のほうが資格確認証を送付していただけると。そういうふうに、ことでよろしいでしょうか、お伺いします。

町 民 課 長 資格確認証みたいなものというのは、一応、申請していただいて出すというのが基本になっております。それと、先ほどの、マイナンバーカードで、マイナポータルを見てみると、自分の情報がいっぱい載ってるよっていう話なんですけども、もう、マイナンバーカードつくるつくらないにかかわらず、もう番号が振られているので、その情報は、皆さん、その各行政機関のほうは持っているという形なんです。確認するときには、あくまでも自分のマイナンバーカードを読み込ませないと、そのデータは見れないっていう形なので、第三者が他人のものを見るということとはできないことになっております。

1 2 番 寺 嶋 それでは最後にしますけどもね、資格確認証、今、紙の健康保険証を持っている人、マイナンバーカードは必要としない人は、これも自分で申請する、申請主義なんですか。そうした場合、じゃあ申請しなかったら、結局、医療費が今の健康保険証のようにね、医療費の自己負担というのが、1割、3割とか、そういう負担が軽減されているわけなんですけども、資格確認証なかったら、医療費が丸々、10割払わなきゃいけない可能性もなるしね。そういう面じゃ、何ですか、不公平が、マイナンバーカード持ってる人持っていない人のね、やっぱり、相当、同じ町民、国民でありますから、不公平が生じると思うんですけども、

その辺いかがでしょうか。

町 民 課 長 国の方針としましては、マイナンバーカードに保険証の機能を載せるという方針なので、今、大体80%の方がね、約80%の方がマイナンバーカード持っていらっしゃると思います。残り2割の方のうち、国保の方が何人いるかっていう、数は出してませんが、その方に対して、申請していただいて、その資格の確認証を出すっていう形なんです。1年間は猶予がありますので、その間に申請してもらって、マイナンバーカードを取得してもらうのが一番いいんですけども、それが嫌だという町民の方は、やっぱり申請していただいて資格確認証をお出しするという形になると思います。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

副 議 長 ほかにはありませんか。

1 1 番 飯 田 ちょっとお伺いしたいんですが、今、回答の中でですね、マイナンバーカードをまだ持ってない人が約2割いるということなんですが、この人たちへの対応ですね、あと1年あるというふうな話ですが、どのように町のほうはお考えでしょうか。

町 民 課 長 その残り2割の方の中には、もう寝たきりといいますか、施設に入ってる方とか、生まれたばかりの赤ん坊とかも入っておりますので、一般的に、自分で申請ができるような年代の方には通知をお出ししております。またですね、機会を見て、まだ未取得の方につきましては通知を出してですね、勧奨するような形になっております。

1 1 番 飯 田 中にはですね、マイナンバーカードの通知が、既に全員の方に来ていると思うんですけど、それをなくしちゃったりなんかしてても、役場の例えば窓口へ行って名前とか言えば、それは発行できるっていうことなんでしょうか、マイナンバーカード。

町 民 課 長 何ていうんですか、マイナンバーカードを作ってくださいっていう通知は再発行できます。

1 1 番 飯 田 それはいいんですけど、最初通知をもらったときに、カードに番号入ってましたよね、みんなね。それがマイナンバーカードの番号になるんでしょうか。

それ、また別に番号は取り直すのでしょうか。その辺はどっちなんですか。

町 民 課 長 一番最初にですね、配りましたのは、番号の通知カードというのがあるんですけども、それ自体は、もう再発行というのはないので、何ていうんですかね、もうマイナンバーカードを作るしかないという形になります。

1 1 番 飯 田 ということは、最初来た通知は、マイナンバーカードを作る時点においては、その番号は関係なくなっちゃうってということなんですか。

町 民 課 長 一番最初に送られた番号の通知カードの番号は変わらないです。それ、マイナンバーカードを作ったときは、その番号が引き続き使われるんですけども、その通知カードをなくしちゃったよっていう場合には、その通知カードっていうのは、もう発行しないことになってるので、マイナンバーカードを作り直していただくっていう形になります。

1 1 番 飯 田 じゃあ、なくした人は、役場のほうの窓口へ来れば分かるというふうなことなんですね。はい、分かりました。

副 議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。